

総情企第 67 号
平成 23 年 8 月 29 日

日本郵政株式会社
代表執行役社長 齋藤次郎 殿

総務大臣

片山善博

不動産鑑定の委託等に係る社内ルールの改善の報告について

平成 19 年度日本郵政公社閉鎖決算に係るかんぽの宿等の鑑定評価については、国土交通省が、当時の不動産鑑定士 4 名に対し、業務禁止を含む懲戒処分を行い、また、不動産鑑定業者 1 社に対し、監督処分等が行われ、8 月 26 日に公告されたところである。

当該処分を決定するに当たって、同省において実施された不動産鑑定士並びに日本郵政公社及び日本郵政準備企画会社の担当者のヒアリングにおいても、当時の担当者が、当該不動産鑑定を巡り、不適切な対応があったことが明らかにされているところである。

日本郵政株式会社は、不動産売却に係る社内規程の整備や不動産売却等審査会の設置等、不動産売却手続きの透明性・公平性を担保するための種々の取組をしているが、今回の国土交通省のヒアリングで明らかとなった日本郵政公社の諸問題が、日本郵政株式会社において生じないようしなければならない。

については、今回の国土交通省のヒアリング等で明らかになった問題点を踏まえ、一層の不動産売却手続きの透明性・公平性が担保されるよう、日本郵政株式会社法第 15 条第 1 項に基づき、改善すべき事項を検討の上、9 月末までに報告を行うこととされたい。